

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

学校法人東北学院（以下、本院）は、「アセットオーナー・プリンシプル」に賛同し、受入れることを表明します。

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局により令和6年8月28日に策定・公表された「アセットオーナー・プリンシプル」（以下、「本プリンシプル」という。）では、資産運用を行う学校法人を含む幅広いアセットオーナー（資産運用を行う主体）が、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくことが期待されています。

本院は、創立130周年の年に中長期計画「TG Grand Vision 150」を内外に公表し、創立150周年を目指した歩みを進めています。

本院の資産運用については、寄附行為及び関連諸規程に則って、自らの責任において行われ、「学校法人における資産運用について」（平成21年1月6日付20高私参第7号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づき、責任ある意思決定と執行管理が行われる体制を確立しています。

加えて、本プリンシプルを受入れ、原則の実施や本院に応じた見直しを図ることで、学校法人が行う資産運用の責任をより高めると共に、持続的な教育研究の発展と、中長期計画「TG Grand Vision 150」をはじめとした本院の様々な事業計画の実現に努めるものです。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである

本院は、「学校法人東北学院資金運用規程」（以下、「資金運用規程」という。）に則り、「学校法人東北学院資金運用委員会規程」に基づく「学校法人東北学院資金運用委員会」（以下、資金運用委員会）という。）を置き、理事会と資金運用委員会の統制の下、本院の「建学の精神」・「経営理念」・中長期計画「TG Grand Vision 150」をはじめとした本院の様々な事業計画及び受益者等の最善の利益を勘案した運用目的を定め、適切な手続に基づき意思決定を図り、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めます。

補充原則

- 1-1. アセットオーナーは、運用により利益を享受させるべき受益者等が誰か、何のために運用するのかといった運用目的について明確にし、必要に応じて見直すべきである。
- 1-2. アセットオーナーは、運用目的を達成するために、運用資金の性格、自らの

能力・規模、長期的な経済・金融環境等を踏まえ、具体的に目指すリターンや許容できるリスク等といった運用目標を定めるべきである。また、運用目標を達成するために、経済・金融環境等を踏まえ、具体的な資産構成割合(基本ポートフォリオ)、リスクに関する考え方や運用対象資産の範囲等の運用方針を定めるべきである。

- 1-3. アセットオーナーは、運用目標・運用方針を定めるに当たっては、適切な手続に基づき、十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制の下で行うべきである。
- 1-4. アセットオーナーは、定められた運用目的・運用目標を踏まえ、自らやステークホルダー等の状況や経済・金融環境等の変化に応じた運用方針となっているかを定期的に検証し、必要に応じて適切に見直すべきである。

- 1-1. 本院は、運用により利益を享受させるべき主な受益者を本院学生・生徒・園児及び教職員と定めるとともに、本院の「建学の精神」・「経営理念」・中長期計画「TG Grand Vision 150」をはじめとした様々な事業計画の実現と現在及び将来にわたる受益者の教育研究環境充実に資することを運用目的と定めます。
- 1-2. 本院は、中長期計画「TG Grand Vision 150」及び「学校法人東北学院中長期財政計画」等を基に、運用資金の性格、自らの能力・規模等を設定し、中長期的な経済・金融状況等を踏まえ、資金運用規程に則り、運用目標・運用方針及び手続等を定めています。また、資金運用委員会において、年度ごとに経済・金融環境等を踏まえ、運用方針を見直しています。
- 1-3. 本院は、資金運用規程に定める手続に基づき、理事会と資金運用委員会の統制の下、資金運用委員会が複数の外部の専門機関等から国内外の経済情勢や金融政策動向等について適宜聴取する等、十分な専門的知見に基づき適時かつ適切な意思決定を行うことのできる組織体制において、運用目標・運用方針を定めています。
- 1-4. 本院は、資金運用委員会を定期的に開催し、自らや受益者等の状況、現下の経済・金融環境の変化に応じた運用方針の在り方を検証し、運用目標等を必要に応じて適宜見直しています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目的・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合は、外部知見の活用や外部委託を検討するべきである。

本院は、資金運用規程及び資金運用委員会規程に則り、原則 1 の運用目的等に照らして必要な人材の確保と、必要に応じて複数の専門機関等から外部知見や有用な情報の収集を行い運用方針等に反映させる体制を整備する等、専門的な知見に基づく体制を適切に機能させます。

補充原則

- 2-1. アセットオーナーは、運用目標の達成に向けて、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、自らに必要な知見を把握するとともに、その知見が確保され、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を構築すべき

である。

その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、金融市場やアセットオーナーにおいて資産運用の経験を有する運用担当責任者を設置し、運用担当責任者の権限を明確化するとともに、必要な監督を行うことも考えられる。

また、運用担当者について、特定の人材に依存すると、離職時の継続性の支障や運用委託先等との不適切な関係の発生といった懸念も生じることから、適切な資質を持った人材の計画的な確保に留意すべきである。

2-2. アセットオーナーは、適切な運用を行うに当たって、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部人材の登用、又は、金融機関・外部コンサルティング会社・OCIO・業界団体その他の外部組織の活用等を検討すべきである。

その際、報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

2-1. 本院は、資金運用規程の定めに従い、理事会と資金運用委員会において必要な知見が把握・確保され、また両者において、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を確立しています。また、資金運用規程を判断の拠り所とし、理事会と資金運用委員会の下で意思決定を行う等、特定の人材や意思への依存や運用委託先等との不適切な関係の発生といった運用担当者の資質に係るリスクが生じない体制が適切に機能しています。

2-2. 本院は、「学校法人における資産運用について」（平成21年1月6日付20高私参第7号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）及び資金運用規程に則る運用を遵守し、補充原則2-1に従い適切な運用と知見の確保が十分であることから、あえて外部人材及び特定の外部組織を活用する必要はありません。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己または第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

本院は、理事会と資金運用委員会の統制の下、運用方針に基づき、受益者等の利益の観点から運用方法等の選択を適切に行うと共に、投資時期、地政学的観点、経済・金融環境等に配慮した投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行い、定期的な見直しを図ります。

補充原則

3-1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討すべきである。

3-2. アセットオーナーは、運用目的に照らして、運用対象資産の分散、投資時期の分散や流動性等を考慮して、運用方法を選択し、運用資産の分別管理のほか、適切なリスク管理を実施すべきである。

その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、

ば、VaR等の定量的なリスク指標も踏まえながら、ストレステスト等も活用して経済・金融環境の変化に備えることも考えられる。

3-3. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、運用目的・運用目標の達成に資する観点から判断すべきである。

その際、1つの金融機関等のみ運用を委託することは、効率性の観点から必ずしも否定されるものではないが、従来から委託している金融機関等であることや、選択している運用方法であるという理由のみで同じ金融機関等を選定し続けるべきでない。また、自らや資金拠出者等と、運用委託先及びそのグループ金融機関との取引関係がある場合、運用目的・運用目標に反していないか、適切に利益相反管理を行うべきである。

また、運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

3-4. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すべきである。

その際、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験(従前の運用会社での経験等を含む)を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である。

3-5. アセットオーナーは、受益者等にとってより良い運用を目指すため、運用委託先・運用方法を定期的に評価し、自らの運用目的・運用目標・運用方針に照らして、必要に応じて見直すべきである。

3-1. 本院は、資金運用規程に定める手続に基づき、資金運用委員会が複数の外部の専門機関等から国内外の経済情勢や金融政策動向等について適宜聴取し、特定の委託先に依ることなく、幅広い運用方法を比較検討しています。

3-2. 本院は、資金運用規程に定める手続に基づき、運用目的に照らして、投資時期や流動性、地政学的観点や経済・金融環境等に配慮した投資先の分散等を考慮して運用方法を選択する等、運用資産の分別管理のほか、適切なリスク管理ができる十分な体制を確立しています。

3-3. 本院は、補充原則2-2と同様の事由により運用を外部に委託しません。

3-4. 補充原則3-3と同様です。

3-5. 補充原則3-1に従い、受益者等にとってより良い運用を目指すため、理事会及び資金運用委員会において運用方法等を定期的に評価し、自らの運用目的・目標・方針に照らして、適宜見直しています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

本院は、計算書類及び事業報告書を通じて保有資産の状況について情報提供し、ステークホルダーとの対話に役立てます。

補充原則

4-1. アセットオーナーは、その運用目的を踏まえ、自らの特性に応じて、情報提

供すべきステークホルダーを検討した上で、運用目的に照らして適切な運用が実施されているかどうか等、説明責任を果たす上で必要な情報を適切な方法で提供すべきである。

その際、情報提供に伴う負担を考慮しつつ、ステークホルダーの理解に資する、分かりやすい内容となる工夫に努めるべきである。

4-2. アセットオーナーは、自らと他アセットオーナーの比較がステークホルダーにとって運用目的を達成する判断材料となり得る場合においては、比較できる形での情報提供も検討すべきである。

その際、運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい。

4-1. 本院は、ステークホルダーに対し、計算書類及び運用の概況等について分かりやすい工夫を講じた事業報告書等を用いた適切な情報提供を行います。

4-2. 学校法人は、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富んだ教育研究を行う役割を持ち、財政運営及び資産運用に係る目的も様々です。よって、学校法人を含む他アセットオーナーとの資産運用に係る比較がステークホルダーの判断に資する情報とはなり難く、自らの特性に応じた運用目的に基づく情報提供が、より重要な説明責任の在り方と考えています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るにあたり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するような必要な工夫をすべきである。

本原則は、本院の受益者等の利益及び運用目的に合致しません。本院の受益者等の利益及び運用目的を遵守し、運用目標の実現を図ります。

補充原則

5-1. アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである(スチュワードシップ責任)。

スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング(協働モニタリング)を行うことも選択肢として考えられる。

5-2. アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること、PRI(責任投資原則)に署名することも考えられる。

5-1. 原則5と同様です。

5-2. 原則5と同様です。

以上